

米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の見直し (2025年9月28日時点)

上野 貴弘

電力中央研究所 社会経済研究所

2025年10月

要約

共和党の第2次トランプ政権は、民主党のバイデン政権が進めたエネルギー・環境政策、特に気候変動対策を大幅に見直している。本稿では、具体的にどのような変化が起きているのかを体系的に整理する。

国内政策では、バイデン政権は既存法の権限を用いて火力発電所や新車販売に排出規制を課し、さらにインフレ抑制法（IRA）を通じて脱炭素化への減税措置等を成立させた。トランプ政権は、化石燃料を中心とする国産のエネルギー資源の開発を加速させるべく、バイデン政権の排出規制の撤回をしつつ、規制の前提となる温室効果ガスの危険性認定の撤回も提案した。他方、IRAは、2025年7月に成立した「1つの大きく美しい法」で見直され、電気自動車への減税措置を早期終了し、再エネ電力新設への減税も適用期間を大幅に縮小することになった。これに対し、原子力発電・炭素利用回収貯留（CCUS）・クリーン燃料（バイオ燃料、持続可能な航空燃料（SAF））への減税は維持または拡大・延長となった。

対外的には、バイデン大統領はパリ協定に復帰し、2030年に2005年比で50～52%減、2035年に61～66%減との削減目標を定めたが、トランプ大統領は就任日の大統領令でパリ協定からの再脱退を表明した。さらに、今後、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からも脱退する可能性が残る。また、バイデン政権が2024年1月に液化天然ガス（LNG）輸出の新規認可を一時停止したのに対し、「エネルギードミナンス」をエネルギー外交の軸に据えるトランプ大統領は、就任日の大統領令で新規認可申請の審査を速やかに再開するようにエネルギー長官に指示し、実際に再開した。EUや日本との二国間の「ディール」においても、米国からのLNG輸出拡大が謳われている。

総じて、トランプ政権はバイデン政権の脱炭素化を中心とする政策を改め、国産化石燃料の増産を重視し、さらにはその輸出拡大によって外交的影響力の強化を図る方針である。IRAのうち見直し・撤回の対象とならない部分や、一部の州政府・ビッグテック企業の取り組みによる温室効果ガスの排出削減は続くものの、バイデン政権が掲げた削減目標には到達せず、2050年ネットゼロ排出と現実の乖離が広がると予想される。

免責事項

本ディスカッションペーパーは広く意見やコメントを得るために公表するもので、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所または社会経済研究所の見解を示すものではない。

※本ディスカッションペーパーは、「米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の見直しの行方（2025年1月30日版）」（SERC Discussion Paper 24005）に対して、その後の動向を大幅に加筆したものである。



米国トランプ政権による エネルギー・環境政策の見直し (2025年9月28日時点)

電力中央研究所 社会経済研究所
上席研究員 上野 貴弘

2025年10月

 電力中央研究所

全体の要約

目的

2025年1月20日に発足した共和党の第2次トランプ政権は、民主党のバイデン政権が進めたエネルギー・環境政策、特に気候変動対策を大幅に見直している。

本稿では、具体的にどのような変化が起きているのかを整理する。

概要（国内政策）

バイデン政権は国内において、①既存法の権限を用いて火力発電所や新車販売に排出規制を課し、さらには、②連邦議会を通じて成立させたインフレ抑制法（IRA）によって、脱炭素化への減税措置等を導入した。

トランプ政権は、化石燃料を中心とする国産のエネルギー資源の開発を加速させるべく、①バイデン政権の排出規制を撤回しつつ、規制の前提となる温室効果ガスの危険性認定の撤回も提案した。

他方、②IRAは、2025年7月に成立した「1つの大きく美しい法」で見直され、電気自動車への減税措置を早期終了し、再エネ電力新設への減税も適用期間を大幅に縮小することになった。これに対し、原子力発電・炭素利用回収貯留（CCUS）・クリーン燃料（バイオ燃料、持続可能な航空燃料（SAF））への減税は維持または拡大・延長となった。

さらに、国家エネルギー緊急事態を宣言し、緊急時の権限によって、国産エネルギーや重要鉱物の生産拡大を狙う。

概要（対外政策）

対外的には、バイデン大統領はパリ協定に復帰し、2030年に2005年比で50～52%減、2035年に61～66%減との削減目標（NDC）を定めたが、トランプ大統領は就任日の大統領令でパリ協定からの再脱退を表明した。さらに、今後、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からも脱退する可能性が残る。

また、バイデン政権が2024年1月に液化天然ガス（LNG）輸出の新規認可を一時停止したのに対し、「エネルギードミナンス」をエネルギー外交の主軸に据えるトランプ大統領は、就任日の大統領令で新規認可申請の審査を速やかに再開するようにエネルギー長官に指示し、実際に再開した。EUや日本との二国間の「ディール」においても、米国からのLNG輸出拡大が謳われている。

まとめ

総じて、トランプ政権はバイデン政権の脱炭素化を中心とする政策を改め、国産化石燃料の増産を重視し、さらにはその輸出拡大によって外交的影響力の強化を図っている。

IRAのうち撤回の対象とならない部分や、一部の州政府・ビッグテック企業の取り組みによる温室効果ガスの排出削減は続くものの、バイデン政権が掲げた削減目標には到達せず、2050年ネットゼロ排出と現実の乖離が広がると予想される。

まとめ（バイデン政権→トランプ政権）

	バイデン政権の取り組み	トランプ政権の動き
国内政策	既存法の下での排出規制の策定 （火力発電所、新車販売等） IRAの立法（減税・補助金・融資保証による脱炭素支援）	規制と危険性認定の撤回提案 カリフォルニア州の規制権限の撤回 IRAの撤回・見直し - 一部減税の縮小・撤回 - 補助金・融資保証の未執行分の撤回
対外政策	世界全体の脱炭素化を追求 パリ協定への復帰とNDC策定 LNG輸出の新規認可の一時停止 G7における電力脱炭素化の追求	米国のエネルギードミナンスを追求 パリ協定からの脱退（NDCも消滅） UNFCCCからの脱退リスク LNG輸出認可再開。アラスカLNG推進 G7における独自路線

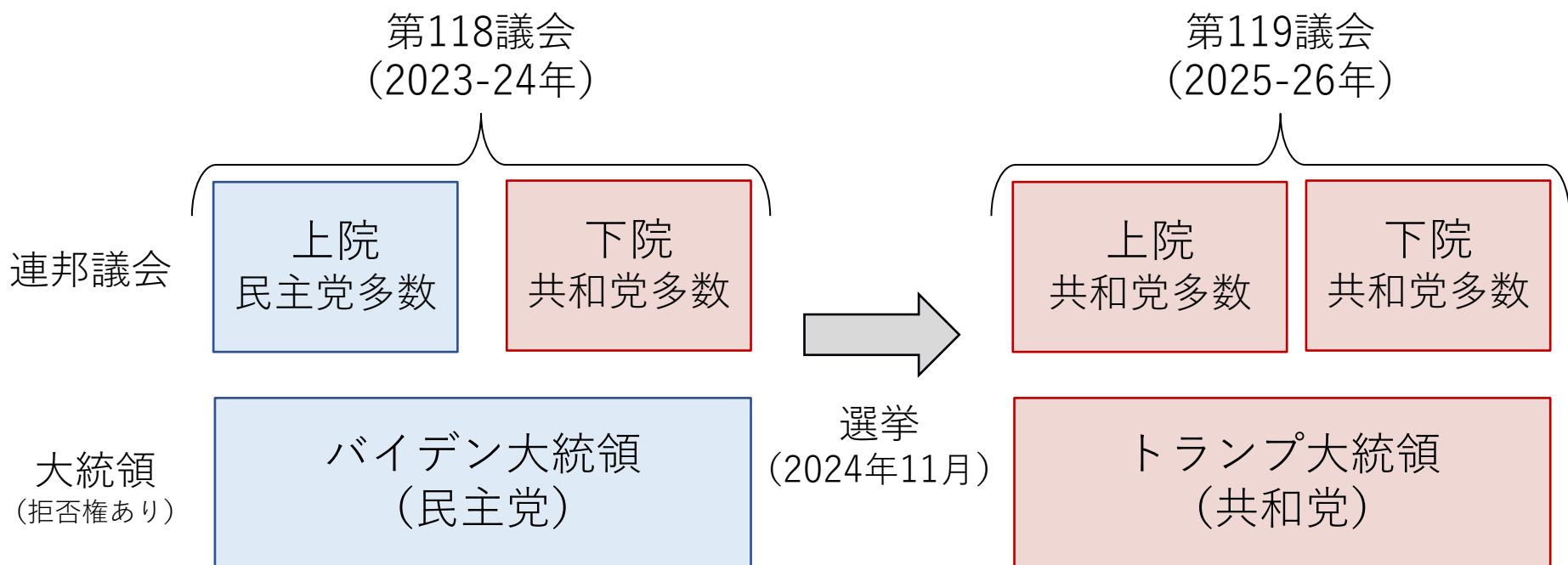
まとめ（トランプ1.0→トランプ2.0）

	トランプ1.0	トランプ2.0
国内政策	オバマ政権の規制政策の撤回 （火力発電所、新車販売等） 「危険性認定」は撤回せず 国家エネルギー緊急事態宣言は 発動せず	バイデン政権の規制政策の撤回提案 （火力発電所、新車販売等） 危険性認定の撤回提案 諸規制のゼロベースでの遡及的見直し 国家エネルギー緊急事態宣言を就任日 に発動
対外政策	パリ協定からの脱退 UNFCCCからは脱退せず エネルギー純輸出国への転換	パリ協定からの脱退 UNFCCCからの脱退リスク 純輸出国としての立場を、 二国間でのディールに活用する可能性 アラスカLNG推進

※現時点までの動きの速さも「トランプ2.0」の特徴

1. 国内政策の見直し

選挙結果を踏まえた2025年の勢力図



上院：共和党53対民主党47
下院：共和党219対民主党213
(※欠員3)
→ 共和党が全てを掌握。
ただし、下院の議席数は僅差

トランプ大統領と共和党の公約①

バイデン政権の気候変動対策の見直し

・ 規制の撤回

「就任日に電気自動車の義務化を終わらせる。これにより、米国の自動車産業は完全な消滅から救われ、米国の顧客は車1台あたり数千ドルを節約できる」（トランプ氏の指名受諾演説（2024年7月19日））

「有害な規制を撤回し、電気自動車やその他の義務を撤回し、中国車の輸入を阻止することで、米国の自動車産業を復活させる」（共和党の2024年綱領）

「共和党は、雇用・自由・イノベーションを抑制し、あらゆるものを高価にする規制を大幅に削減する」（共和党の2024年綱領）

・ インフレ抑制法（IRA）の執行停止

「彼らはグリーンニュースキャム（新たなグリーン詐欺）に関係するものに何兆ドルも費やした。これは詐欺であり、莫大なインフレ圧力を引き起こした。（中略）まだ使われずに眠っている何兆ドルものすべてのお金を、道路、橋、ダムのような重要なプロジェクトに注ぎ込む。無意味なグリーンニュースキャムのアイデアに使われることを許さない」（トランプ氏の指名受諾演説）

※「グリーンニュースキャム」はグリーンニューディールを揶揄する表現。「インフレ圧力」と結びつけていることから、IRAを遠回しに指しているものと思われる

トランプ大統領と共和党の公約②

エネルギーの増産（特に化石燃料）とエネルギーコストの削減

トランプ氏は選挙戦中を通じて「掘って、掘って、掘りまくれ」（Drill, Baby, Drill）というスローガンを多用

「忘れてはならないのは、我が国は他のどの国よりも圧倒的に多くの液体の黄金（liquid gold, 石油を指す）を持っているということだ。」（トランプ氏の指名受諾演説）

「共和党は、原子力を含むあらゆるエネルギー源からの生産を解放し、インフレを即座に削減するとともに、信頼性が高く豊富で手頃な価格のエネルギーでアメリカの家庭、車、工場を支える」（共和党の2024年綱領）

「私の目標は、就任後12か月以内に皆さんのエネルギーコストを半分にすることだ。それは可能だ。我々が持つ世界最大の石油供給があれば、暖房や冷房、電気、ガソリンのすべてのコストを半減させることができる。（中略）この急速なエネルギーコストの削減を達成するために、国家緊急事態を宣言し、エネルギー生産、発電、供給を劇的に増加させる措置を講じる（中略）就任初日から、新たな掘削、新たなパイプライン、新たな精製施設、新たな発電所、新たな原子炉の承認を行う」（ミシガン州の集会でのトランプ氏の演説（2024年8月29日））

人事に関する動向①

国家エネルギー・ドミナンス会議議長、内務長官：ダグ・バーガム氏

ノースダコタ州知事として化石燃料の採掘推進を強力に支持。2021年には同州のカーボンニュートラルを2030年までに達成との目標を提示。ただし、規制に頼らず、CCSでの実現が前提。同州を通過するCO₂パイプラインの建設を支持

トランプ大統領はバーガム氏の指名に際して、国家エネルギー・ドミナンス会議には「あらゆるエネルギー源の認可・生産・輸送・規制に関わる省庁が関与。エネルギー・ドミナンスに向けた道筋を監督。規制よりイノベーションを重視。インフレを抑制し、中国とのAI競争に勝利し、世界中の戦争を終わらせる外交力を強化」「ベースロード電源を劇的に拡大させ、電気代を下げる」と表明

エネルギー長官：クリス・ライト氏

シェール革命に貢献した実業家。ネットゼロ排出は経済的自殺と評するも、共和党は単にネットゼロを否定して、化石燃料を賞賛するのではなく、エネルギー貧困ゼロを打ち出すべきで、その過程で生じるイノベーションは排出削減をもたらすと主張（Wright 2024）

エネルギーの増産（特に化石燃料）という公約の実現を目指す布陣

人事に関する動向②

環境保護庁（EPA）長官：リー・ゼルディン氏

元下院議員（ニューヨーク1区）、法律家

トランプ氏は「ゼルディン氏は速やかに規制緩和を決定する」と期待

行政管理予算局（OMB）局長：ラッセル・ヴォート氏

ヘリテージ財団のプロジェクト2025（※2期目の省庁別政策構想を作成）に関与。トランプ政権1期目でもOMB局長を務める

トランプ大統領は「ディープステート（影の政府）の解体方法を正確に知る人物」と発信

規制緩和を徹底するとの強固な意思が感じられる布陣

人事に関する動向③

財務長官：スコット・ベッセント氏

政権入りの前は投資ファンド経営者。「IRAは財政赤字の終末装置」と発言。上院の公聴会においても「議会予算局の評価によれば、IRAは支出の増加という点で、制御不能なほどに膨れ上がっていると指摘したい」と発言し、IRAによる財政への悪影響を懸念

他方、中国に炭素関税を課す可能性について問われると、「非常に興味深いアイデア。関税プログラム全体の一部になる可能性もある。トランプ大統領はまだ就任していないが、もし承認されれば、炭素に特に焦点を絞った関税も含め、さまざまな戦略について彼と協力することを楽しみにしている」と発言

財政赤字拡大の懸念から、IRAの執行を厳格化する可能性あり

以降のページで取り上げる国内政策

バイデン政権の気候変動対策の見直し

- 排出規制の撤回→P.17～24
 - 【参考】立法に基づく規制の無効化→P.23
 - 【参考】行政府の規制権限縮小の潮流とゼロベースの規制見直しの大統領令→P.24
- インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回→P.25～32
 - 【参考】「1つの大きく美しい法」における減税見直しの概要 →P.27～30
- 再生可能エネルギー政策の行方→P.33

エネルギーの増産

- 化石燃料の増産に向けた取り組み→P.34～36
- 発電所の新設・維持・再稼働に向けた取り組み→P.37
- 原子力発電の推進→P.38

州政府の取り組みへの対応→P.39

【参考】 州政府の取り組み→P.40

排出規制の撤回① (バイデン政権による規制、撤回方法)

バイデン政権による火力発電所・新車販売等への温室効果ガス排出規制

バイデン政権は既存法（大気浄化法等）の権限で排出規制を策定

- 火力発電所の排出規制：「石炭火力」は2032年以降は回収率90%以上のCCSなしでは運転できない水準の基準値＋「新設ガス火力」への規制
- 自動車の排出基準：2032年に新車販売における電気自動車およびプラグインハイブリッド車の比率が7割程度になる基準値
- その他には、石油・ガス部門のメタン排出規制など

※ハリス政権ならば、バイデン政権が規制対象外とした「既設天然ガス火力」に対する排出規制を課す可能性があったが、トランプ勝利でその可能性は消滅

規制撤回の方法

行政府の権限で撤回可能。各省庁は行政手続法に基づき、通常、1.5～2年をかけて撤回を進める。必要があれば、撤回と同時により緩い代替規制も策定。政権が非合法とみなす規制については、行政手続法で求められる「通知とコメント」（notice and comment）の手順を省略し、短期間で撤回する可能性も

※カリフォルニア州のゼロ排出車基準の認可を撤回（正確には連邦政府による先占の放棄（waiver）の撤回）は、議会審査法の手続きで実現（※P.23参照）

排出規制の撤回②

(就任日の大統領令で示された方針 (2025年1月20日))

規制見直しの着手指示、「危険性認定」に関する検討指示

トランプ大統領は「米国のエネルギーの解放 (Unleashing American Energy)」に関する大統領令で以下の方針を指示 

- 各省庁は国内エネルギー資源開発（特に石油、天然ガス、石炭、水力、バイオ燃料、重要鉱物、原子力）への負担となりうる**省庁の取り組み（※主として規制を指す）を速やかに特定したうえで、その撤回・改定**などを進める
- 炭素の社会的費用に関するこれまでの文書等を撤回したうえで、EPA長官は炭素の社会的費用の計算を連邦政府による認可や規制から排除することを検討
- EPA長官は30日以内に「温室効果ガスの危険性認定（2009年12月15日）」の合法性と継続的な適用可能性についての提言を取りまとめる

排出規制の撤回③

(EPAのゼルディン長官の方針 (2025年3月12日))

規制見直しと危険性認定再考に着手

EPAのゼルディン長官は「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令を踏まえ、以下の方針を発表 [🔗](#)

- 規制見直しの着手。見直しの対象として、火力発電所に対する排出規制、自動車の排ガス基準、石油・ガス産業への規制、ハイドロフルオロカーボン（HFC）使用規制など
- 企業の温室効果ガス排出報告制度の見直し
- 炭素の社会的費用の再検討
- 温室効果ガスの危険性認定および同認定に基づく既存の全規制の見直し
 - 大統領府の行政管理予算局、大統領府科学技術政策局、海洋大気庁等と連携
 - 再考に際しては、法律上の課題、各種の不確実性、革新的技術・科学・経済学・排出削減に関する2009年の認定以降における進展等を考慮

危険性認定の見直しや企業の温室効果ガス報告制度の見直しは
トランプ1.0では見られなかった動き

排出規制の撤回④

（火力発電所排出規制の撤回提案（2025年6月11日））

火力発電所への温室効果ガス排出規制の必要性を否定する提案

EPAは火力発電所排出規制について、以下の撤回案を発表 

- 「火力発電所の温室効果ガス排出は危険な大気汚染に大きくは寄与していない」と認定
 - 「米国の発電部門の温室効果ガス排出量が世界全体の温室効果ガス排出量に占める割合は2022年時点で3%に過ぎない。・・・他国が化石燃料利用を増やすなかで、米国の発電所が石炭や他の化石燃料利用を制限しても、世界全体の温室効果ガス濃度には大きくは影響しない」
→「米国の火力発電は、大気中の温室効果ガス濃度の増加に大きくは寄与しない。・・・米国の火力発電が全排出を停止しても、一般公衆の健康と福祉へのリスクに有意な差はない」
 - オバマ政権のEPAは「大きく寄与すること」を認定しなくても規制可能との立場を取ったが、第2次トランプ政権のEPAは認定は規制策定に必須としたうえで、その認定は不適當との判断
- こう認定したうえで、火力発電所の温室効果ガス排出に対する規制は不要であり、前政権までに策定された全規制を撤回することを提案
- 上記に対する代替案として、（全規制ではなく）既設石炭火力およびベースロード運転する新設ガス火力に対する炭素回収貯留（CCS）の導入を前提とする規制のみを、CCSは適切に実証された技術ではないとの理由で撤回する案も提示。同時に、既設のガス火力および石油火力に対する規制の撤回も代替案として提示

※ベースの提案をとるか、代替案をとるかは、今後、EPAが判断

排出規制の撤回⑤

（危険性認定の撤回提案（2025年7月29日））

温室効果ガス排出規制の前提を否定する提案

EPAは温室効果ガスの危険性認定について、以下の2点を理由とする撤回案を発表^①。②は訴訟で①が認められない場合のバックアップとの位置づけ。これと連動して新車の温室効果ガス排出規制の撤回も提案

①条文解釈の変更

- 大気浄化法は、新車からの排出が「一般公衆の健康と福祉に対する危険を引き起こしているか、それに寄与している場合に、排出基準を定める」と規定（202条）
- オバマ政権期のEPAは、大気中のGHG濃度の増加は米国の一般公衆の健康と福祉を害すると認定したうえで、米国の新車からの排出はその一因であると認定
- 第2次トランプ政権のEPAは、大気浄化法が想定する危険は、新車の排出への「地域的・局所的な曝露」によるものであり、排出が大気に混ざることによって生じる地球規模の気候変動は該当しないと主張
⇒従来の汚染物質では、排出と危険の間に近接的な因果があるが、大気を介する気候変動では、時間・空間・数量のいずれも因果の隔たりが大きくなるとのロジック

②科学的知見への挑戦

- オバマ政権は大気中のGHG濃度の増加は危険であると認定する際に、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）などが取りまとめた標準的な気候科学の知見に立脚
- 第2次トランプ政権では、エネルギー省が標準的な見解に懐疑的な学者による「気候作業部会」を設置し（※同作業部会は9月3日に解散）、その報告書（「温室効果ガス排出が米国の気候に与える影響の批判的レビュー」^②）をEPAが参照する形で、危険性を認定するには情報が不十分と主張
⇒人為的な気候変動は否定しないものの、その悪影響は大きいとは言えず、むしろ大気中の二酸化炭素濃度の増加で植物育成が促され、農業生産が増加するといった議論を展開

排出規制の撤回⑥

(企業の温室効果ガス排出報告の撤回提案 (2025年9月12日))

温室効果ガス排出規制の基盤となる情報収集を停止する提案

EPAは企業の温室効果ガス排出報告について、ほぼ全ての部門を報告義務の対象外とする案を発表^①。例外は石油・ガス部門。ただし、同部門も2034年まで義務を停止

- 石油・ガス部門の義務を残すのは、メタン排出課金と連動しているため (※P.31参照)
- 「地中隔離」も報告対象外。CCSへの税額控除 (※45Q、P.30参照) はこの報告を活用しており、報告が廃止となった場合、減税を所管する財務省が新たな報告ルールを定めるまで、減税の適用に遅延や混乱が生じる可能性
- EPAは報告義務をなくしつつ、自主的な報告を残す可能性も検討したが、情報が細切れになることを懸念し、全廃を提案

【参考】立法に基づく規制の無効化

議会審査法（Congressional Review Act, CRA）

CRAは行政府に対し、規則策定時にそれを連邦議会に提出する義務を課す

- 規則（rule）は「法律や政策を実施、解釈、または規定するために設計された、一般的または特定の適用性および将来の効果を持つ行政機関の声明の全体または一部、または行政機関の組織、手順、または実務要件を記述したもの」と幅広く定義される

行政府から提出された規則の無効化を上下両院が共同決議し、大統領が同決議に署名した場合、その規則は無効に。ただし、提出から一定の期日（おおよそ半年）が経過した後は無効化できない

CRAの手続きで規則が無効化された場合、行政府は同様の規則の再制定を禁じられる

政権交代とCRAによる規則無効化

政権交代直後に、前政権の終盤に策定された規則が無効化対象となりやすい。そのため、バイデン政権が最後の約半年に策定した規則はCRAで無効化される可能性あり

- インフレ抑制法（IRA）のメタン排出課金の実施規則（※P.31参照）は上下両院で決議を可決後、トランプ大統領が署名し無効化が確定🔒
- カリフォルニア州のゼロ排出車基準の認可は従来、CRAの対象となる規則（rules）ではないとされてきたが、トランプ政権はこれを規則とみなし、連邦議会では共和党がCRAによる無効化を追求。上下両院で決議を可決後（※一部の民主党議員も決議に賛成）、トランプ大統領が署名し無効化が確定🔒
- タンクレス天然ガス給湯器などへのエネルギー効率基準も無効化🔒

【参考】 行政府の規制権限縮小の潮流と ゼロベースの規制見直しの大統領令

近年の最高裁判決

West Virginia v. EPA（2022年）：オバマ政権のEPAによる火力発電所への温室効果ガス排出規制は大気浄化法の権限を逸脱との判決。その際、「経済的・政治的な重要性を有する問題の場合、議会が行政府に明確に授權していることの確認が必要」という“major questions doctrine”を援用

Loper Bright v. Raimondo（2024年）：法律の条文が曖昧な場合、行政府の解釈が合理的（reasonable）であって、恣意的（arbitrary）ではない限り、その解釈を尊重（defer）するという、いわゆる「シェブロン原則」を撤回

→行政府の解釈が法に沿っているかを裁判所が判断することに。実質的に行政府の規制権限が大幅縮小に

「米国のエネルギーの解放のためのゼロベースの規制見直し」の大統領令

2025年4月9日に署名（※大統領令の原題は“Zero-Based Regulatory Budgeting to Unleash American Energy”）。関連省庁は、2025年9月30日までに、様々な法律の下で策定されてきた諸規制について、法律と整合的な範囲で「条件付きの終了日」を決定する。その終了日は、決定から1年以内とする。ただし、必要と判断される場合には、終了日を延期する

インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回①

IRAとは？（2022年成立。詳細は上野（2022）を参照）

「①減税措置」「②補助金」「③融資保証」等により脱炭素投資を支援する法
最も重要なのは、各種の「①減税」措置。その他に「④メタン排出への課金」も

見直し・撤回のハードル

法律の見直し・撤回には、そのための立法が必要。したがって、大統領権限では撤回できず、上下両院で法案を通す必要があることから、規制の撤回よりもハードルが高い

見直し・撤回は、各年度で実質1回のみ使用可能な財政調整（budget reconciliation）を用いる

- 政府の歳入・歳出を調整する立法。2017年のトランプ減税も、2022年のIRAも財政調整で成立
- 財政調整の場合、定数100の上院で議事妨害（filibuster）回避に60名以上の賛成が必要という上院議事規則の要件が適用されず、過半数で可決可能。どちらかの政党が大統領と上下両院の多数派を全て掌握し、党内で結束できれば、他党の賛成なしで可決できる

トランプ大統領は2025年の財政調整で、トランプ減税（所得減税＋所得控除）の延長と新規の減税を追求し、連邦議会では、その財源として、IRAの見直し・撤回や政府支出の削減などを組み合わせ財政調整の立法を進め、7月4日に「1つの大きく美しい法」（One Big Beautiful Bill Act、略称OBBBA）が成立🔗

インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回②

「①減税措置」の見直し

OBBBAでは、各技術への税額控除を以下の通りに見直し

- **ゼロエミ電力**：太陽光・風力以外のゼロエミ電力は、2035年までに建設開始したものに税額控除が適用される一方、太陽光・風力発電については、今回の法の制定から1年後までに建設開始するか、2027年末までに運転開始しなければ、税額控除を受けられない
- **電気自動車**：終了期限を2032年末から2025年9月末へと大幅に前倒し
- **先進製造業のサプライチェーン**：風力タービンの部品生産の税額控除は終了期限を2032年末から2027年末に前倒し。重要鉱物の処理は、IRAでは終了期限を定めていなかったが、新たに期限を設定。太陽光パネルと蓄電池の部品減税は、IRAで定めた期限を維持
- **バイオ燃料、持続可能な航空燃料（SAF）**：終了期限を2027年末から2029年末に延長。ただし、SAFへの減税上乗せは2025年末に終了
- **炭素回収利用貯留（CCUS）**：IRAで定めた期限（2032年末までに建設開始）を維持。CCUSのうち、CCUについては税額控除を拡大（※詳細は坂本（2025）を参照）
- **クリーン水素**：終了期限を2032年末から2027年末に前倒し

※多くの減税に「禁止外国組織等」に関する制約を付す

→電気自動車・再エネ・省エネ・水素に厳しく、原子力・サプライチェーン・CCUS（ブルー水素を含む）・クリーン燃料の支援を維持または拡大。共和党の技術選好を色濃く反映

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
クリーン電力		
クリーン電力の生産税額控除（45Y）	発電部門の排出量が2022年比で75%減となった年の翌々年、または2034年のいずれか遅い方に建設開始した発電所に対して、税額控除を25%減額、その翌年に建設開始したものは50%減額、さらにその翌年以降に建設開始したのものには減税を適用しない 禁止外国組織等に関する制約なし 税額控除の譲渡可能	2034年に建設開始した発電所に対しては税額控除を25%減額し、2035年に建設開始したものは50%減額、2036年以降に建設開始したのものには減税を適用しない ただし、風力発電と太陽光発電については、制定から1年後以降に建設開始して2028年以降に運転開始するものには税額控除を認めない。他方、先進原子力発電については、原子力に関する雇用が大きい地域に立地する場合、税額控除を上乗せ 禁止外国組織等に関する制約 ・2026年以降に建設開始する施設について、その建設に禁止外国組織等による物質的な支援（部品等）を含む場合、適用不可 ・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可 税額控除の譲渡可能。ただし、特定外国組織等に対する譲渡は不可
クリーン電力の投資税額控除（48E）	※上記とほぼ同様。ただし、45Yとは異なり、エネルギー貯蔵技術にも適用	※上記とほぼ同様。ただし、原子力に関する雇用が大きい地域に立地する場合の上乗せなし
ゼロ排出原子力発電の生産税額控除（45U）	2032年末で終了 禁止外国組織等に関する制約なし 税額控除は譲渡可能	2032年末で終了 禁止外国組織等に関する制約 ・制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等の場合、適用不可 ・制定から2年後以降に開始する課税年度において、納税者が外国影響組織等の場合、適用不可 税額控除は譲渡可能

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
クリーン自動車		
クリーン自動車の税額控除 (30D)	2032年末で終了 重要鉱物と蓄電池部品の要件あり	2025年9月末で終了
商用クリーン自動車の税額控除 (45W)	2032年末で終了 重要鉱物と蓄電池部品の要件なし	2025年9月末で終了
中古クリーン自動車の税額控除 (25E)	2032年末で終了	2025年9月末で終了
代替燃料車再充填資産の税額控除 (30C)	2032年末で終了	2026年6月末で終了
住宅のエネルギー効率化		
エネルギー効率化住宅改善の税額控除 (25C)	2032年末までに使用開始した資産に適用	2025年末までに使用開始した資産に適用
住居クリーンエネルギーの税額控除 (25D)	2034年末までに使用開始した資産に適用	2025年末までに支出したものに適用
新規エネルギー効率的住宅の税額控除 (45L)	2032年末までに購入された住宅に適用	2026年6月末までに購入された住宅に適用

	2022年IRAの規定	2025年OBBBAによる見直し
サプライチェーン		
先進製造業の生産税額控除 (45X)	太陽光パネルの部品、風力タービンの部品、蓄電池の部品の生産および重要鉱物の処理に税額控除+フェーズアウトスケジュールを設定（※税額控除を2030年は25%減、2031年は50%減、2032年は75%減、2033年以降は減税なし。ただし、重要鉱物の処理には適用しない） 禁止外国組織等に関する制約なし 税額控除の譲渡可能	風力タービンの部品生産については、2027年末で税額控除を終了。重要鉱物の処理に対して、フェーズアウトスケジュールを設定（※税額控除を2031年は25%減、2032年は50%減、2033年は75%減、2034年以降は減税なし）。原料炭を重要鉱物に追加しつつ、税額控除を2029年末まで適用。太陽光パネルの部品と蓄電池の部品については、IRAのまま。統合部品への税額控除は2027年以降、国産要件（65%以上）を追加 禁止外国組織等に関する制約 ・ 制定後以降に開始する課税年度において、禁止外国組織等による物質的な支援を含む場合、適用不可 ・ 制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可 税額控除は譲渡可能

	2022年IRAの規定	2025年OBBAによる見直し
CCUS・水素・クリーン燃料（バイオ燃料・SAF等）		
クリーン燃料（バイオ燃料、SAF等）の生産税額控除（45Z）	2027年末に終了 原料の原産国の要件なし 禁止外国組織等に関する制約なし 税額控除の譲渡可能	2029年末に終了（※SAFへの減税上乗せは2025年末に終了） 2026年以降、米国・メキシコ・カナダで生産された原料による燃料に限定 禁止外国組織等に関する制約 ・ 制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等の場合、適用不可 ・ 制定から2年後以降に開始する課税年度において、納税者が外国影響組織等の場合、適用不可 2026年以降、排出係数の決定方法を変更（ライフサイクル排出量の計算時に間接的な土地利用変化による排出を必要に応じて除外。動物の排せつ物を原料として製造される輸送用燃料については、原料ごとに排出係数を設定）。負の排出係数（※ライフサイクル排出量の計算上生じうるもの）を禁止 税額控除の譲渡可能
炭素隔離の税額控除（45Q）	2032年末までに建設開始した施設に適用。CCSの場合、85ドル/tCO₂、CCUの場合、60ドル/tCO₂（※雇用等の要件を満たす場合） 外国組織等に関する制約なし 税額控除は譲渡可能	2032年末までに建設開始した施設に適用。CCSの場合もCCUの場合も85ドル/tCO₂（※雇用等の要件を満たす場合） 禁止外国組織等に関する制約 ・ 制定後以降に開始する課税年度において、納税者が特定外国組織等または外国影響組織等の場合、適用不可 税額控除は譲渡可能
クリーン水素の生産税額控除（45V）	2032年末までに建設開始した施設に適用 税額控除は譲渡可能	2027年末までに建設開始した施設が対象 税額控除は譲渡可能

インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回③

「②補助金」「③融資保証」「④メタン排出への課金」の見直し

OBBBAでは、以下の通りに見直し

- 「②補助金」の大半について、債務負担のない予算残高分（unobligated balance）を取り消し
- 「③融資保証」について、閉鎖した石炭火力発電所や炭鉱などを脱炭素化の施設に転換することなどを目的とする融資保証の予算残高分を撤回。そのうえで、排出削減などの環境目的を排し、「生産能力の強化」や「系統信頼度の維持・向上のための電力供給の支援」といった目的を追加し、2028年9月末を期間とする10億ドルの予算を割り当て
- 「④メタン排出への課金」は開始年を2024年から2034年に先延ばし

※2021年に成立した「インフラ投資雇用法」における水素ハブ支援・CCSへの支援（CO₂輸送インフラへのファイナンス支援（融資、融資保証）や直接空気回収（DAC）ハブなど）は取り消し対象になっていない

インフレ抑制法（IRA）の見直し・撤回④ （就任日の大統領令で示された方針）

政府予算の執行停止とレビューの指示

トランプ大統領は就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で、全省庁に対して、IRAとインフラ投資雇用法のもとでの予算使用を速やかに停止してレビューを行い、90日以内にレビュー結果を大統領府に提出するよう指示

大統領府のOMBは、予算執行停止の指示はエネルギー生産の拡大やEV義務の撤廃といった大統領令の政策目的に関連する資金にのみ適用され、各省庁は必要な予算をOMBとの協議のうえで支出可能と説明 

その後、①連邦地方裁判所による支出凍結の予備的差止（2025年4月15日 、6月24日 ）と、予備的差止を踏まえた支出の再開（国家EVインフラプログラムなど ）、②IRAの下での温室効果ガス削減基金について、連邦地方裁判所による使用停止の予備的差止（2025年4月15日 ）と連邦控訴裁判所による予備的差止の取り消し（2025年9月2日 ）、③IRAの下での産業部門の脱炭素やCCSに対する補助金のエネルギー省による取り消し（2025年5月30日 ）など、事態が複雑に進展中

再生可能エネルギー政策の見直し

風力発電

トランプ大統領は選挙戦中に「就任日に洋上風力を終わらせる」と発言し、実際、就任日には以下の内容の覚書を発出（※大統領覚書の原題は“Temporary Withdrawal of All Areas on the Outer Continental Shelf from Offshore Wind Leasing and Review of the Federal Government’s Leasing and Permitting Practices for Wind Projects”）



- 洋上風力に対する沖合大陸棚のリースを、2025年1月21日から本覚書が撤回されるまでの間、停止。すでに停止されている海域も引き続き停止。新規のリース停止は既存のリースにおける権利には影響しないが、内務長官は既存のリースを終了または見直す環境上・経済上の必要性を包括的にレビュー
- 風力発電（陸上風力を含む）について、各省庁は認可、リース、ローン供与等を連邦政府による風力発電へのリースおよび認可の包括的な評価が完了するまで停止

太陽光発電

オバマ政権期より中国からのパネル輸入に追加関税。2025年4月21日には、迂回先の第三国（カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナム）からのパネル輸入への追加関税を決定

減税措置の執行厳格化

OBBAで残った風力発電・太陽光発電への減税措置について、2025年7月7日の「信頼性の低い、外国のコントロール下にあるエネルギー源への市場歪曲的補助金の終了（Ending Market Distorting Subsidies for Unreliable, Foreign-controlled Energy Sources）」に関する大統領令に基づき、財務省は2025年8月15日に「建設開始」（※P27参照）の定義を（一部の例外を除き）厳格化

化石燃料の増産に向けた取り組み①

「掘って、掘って、掘りまくれ」(Drill, Baby, Drill) の公約

トランプ氏は選挙戦で「掘って、掘って、掘りまくれ」とのスローガンを掲げ、化石燃料の増産加速を強く訴求

さらに、2024年8月には選挙集会で「就任日にエネルギーに関する緊急事態宣言を発出し、エネルギー生産を劇的に増加させ、1年以内にエネルギーコストを半分にする」と発言

化石燃料の増産を後押しする施策とその限界

化石燃料増産について、連邦政府が直接的に影響を及ぼすのは、連邦公有地のリースと掘削許認可。ただし、連邦公有地は開発地の1割強で、効果は限定的

- ・ バイデン政権は発足当初はリース・許認可を停止も、結局は許認可をハイペースで継続。しかし、リースには消極的
- ・ トランプ政権は（連邦水域も含め）新規リースに積極的と見られるが、応札するかは民間企業の判断（※リースから掘削までのタイムラグは通常数年）

民間所有地を含む全体については、排出規制、環境アセスメント、IRAのメタン排出への課金等の延期で開発促進効果も。就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で認可プロセスの効率化（環境アセスメントの見直し含む）を指示

化石燃料の増産に向けた取り組み② (就任日の大統領令で示された方針)

国家エネルギー緊急事態宣言に関する大統領令（2025年1月20日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Declaring a National Energy Emergency”）

- 米国のエネルギー生産・輸送・生成・発電が不十分であることは、米国経済、国家安全保障、外交政策上の異例かつ重大な脅威であることを理由に、国家緊急事態を宣言
 - 本大統領令でのエネルギーとは、原油、天然ガス、リースコンデンセート、天然ガス液、精製石油製品、ウラン、石炭、バイオ燃料、地熱、流水の力学的移動、重要鉱物。風力・太陽光は含まれず
- 各省庁は緊急事態時の合法的権限等を特定し、（連邦公有地を含むが、それに限定されない場所における）国産エネルギー資源の特定、リース、立地、生産、輸送、生成、発電を促進する目的で、その権限を行使
- 各省庁が連邦政府の土地収用の権限、または国防生産法の下での権限の行使が必要と評価する場合には、大統領に提言を提出
- 各省庁は緊急事態時の合法的権限等をエネルギーインフラの完成加速等のために行使
- 緊急事態時における環境規制（水、絶滅危惧種）の執行緩和の検討

就任日の時点では行使を想定する緊急時の権限はほぼ指定されず、各省庁に委任

化石燃料の増産に向けた取り組み③（石炭関連）

美しいクリーンコール復活に関する大統領令（2025年4月8日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Reinvigorating America’s Beautiful Clean Coal Industry and Amending Executive Order 14241”）

- 内務長官・農務長官・エネルギー長官は60日以内に、連邦公有地における石炭資源の特定、採炭の阻害要因の評価、及び阻害要因に対処する政策の提言に関する統合報告書を大統領に提出する。エネルギー長官はこの報告書に、石炭資源の利用可能性が電力コストと系統信頼度を与える影響の分析を含める。内務長官と農務長官は、連邦公有地における石炭向けリースを優先させる
- 環境保護庁長官らは30日以内に石炭生産と石炭火力からの転換を促す政策を特定し、60日以内にそのような政策の再検討を行う／国内外でのファイナンス機能を有する省庁は石炭生産と石炭火力への投資を抑制する政策を取り消す段取りを進める／商務長官は石炭および石炭技術の輸出を促進し、米国炭の国際的なオフテイク合意を促進するための取り組みを行う
- 国家エネルギードミナンス会議の議長は、鉱物生産拡大の大統領令（※）における鉱物として、石炭を指定する。内務長官は鉄鋼生産に用いる原料炭が重要鉱物の定義を満たすかを検討し、満たす場合には重要鉱物リストに含める
- 内務長官・商務長官・エネルギー長官は60日以内に、石炭火力インフラが利用可能であってAIデータセンターを支えるのに適した地域を特定し、データセンターの電力需要を満たすのに必要な石炭インフラの拡大ポテンシャルを評価する

※トランプ大統領は2025年3月20日、鉱物生産拡大の大統領令（※原題は“Immediate Measures to Increase American Mineral Production”）に署名。このなかで、国防生産法の大統領権限を国防長官及び米国国際開発金融公社のCEOに委任

発電所の新設・維持・再稼働に向けた取り組み

電力系統の信頼度とセキュリティ強化に関する大統領令（2025年4月8日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Strengthening the Reliability and Security of the United States Electric Grid”） 

- 国家エネルギー緊急事態(※P.35参照) に対処するためには、利用可能なすべての発電所（特に長期運転が可能な、安全で冗長性のある燃料）を活用する必要
- 系統運用者が系統崩壊を避けるために一時的な供給遮断が必要と想定する場合、エネルギー長官は連邦動力法の緊急命令の発出（202条(c)）に関する手続きの合理化、体系化、迅速化を行う（最大容量での発電を求める発電所からの申請の審査・承認を含む）
- エネルギー長官は30日以内に、連邦エネルギー規制委員会が規制する基幹系統の全地域における予備率分析の統一的手法を策定し、予備率がエネルギー長官が定める閾値を下回る地域を特定する
- エネルギー長官は、系統信頼度の確保のために不可欠な地域内の発電所を特定し、予備率に問題のある地域で不可欠な発電所が利用可能な状態で適切に維持されることを確保するメカニズム（連邦動力法202条(c)を含む）を確立し、不可欠な発電所のうち定格出力50MW以上のものが廃止されたり、燃料転換によって発電容量が純減したりすることを防ぐ

原子力発電の推進

原子力産業基盤の再活性化に関する大統領令（2025年5月23日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Reinvigorating the Nuclear Industrial Base”）

- エネルギー省は、2030年までに既存の原子炉の出力を5GW増強し、10基の新たな大型原子炉の建設を開始すべく、融資・融資保証などを通じて支援
- エネルギー長官は、原子力規制委員長および行政管理予算局長と協議の上、民生用および防衛用の原子炉の需要を満たすために国内のウラン転換能力および濃縮能力を拡大する計画を策定
- エネルギー長官は、既存の法的義務以外の余剰プルトニウム処分プログラムを停止し、プルトニウムを処理して先進的原子炉燃料製造に利用できるようにすることで余剰プルトニウムを処分するプログラムを作成
- エネルギー長官は、司法長官および連邦取引委員長と連携し、国防生産法で大統領に与えられた権限を行使し、国内の原子力エネルギー企業との自主協定の締結を目指す。自主協定は既存および将来の原子炉を継続的に運転できるようにすべく、粉碎、転換、濃縮、逆転換、製造、リサイクルまたは再処理を含む核燃料サプライチェーンのコンソーシアムを確立するための産業界との協議を可能にする。エネルギー長官は新たに確立された国内燃料供給のオフテイクを確保する手段として、コンソーシアムに対する調達支援、先渡契約または保証を提供する権限を有する
 - 2025年8月22日に、エネルギー省は自主協定の締結に向けた手続きを開始

同日に、①国家安全保障のための先進原子炉技術の展開（Deploying Advanced Nuclear Reactor Technologies for National Security）、②エネルギー省における原子炉試験の改革（Reforming Nuclear Reactor Testing at the Department of Energy）、③原子力規制委員会の改革に関する大統領令（Ordering the Reform of the Nuclear Regulatory Commission）にそれぞれ署名（※詳細は堀尾（2025）を参照）

州政府の取り組みへの対応

「州政府による越権行為からの米国のエネルギーの保護」に関する大統領令（2025年4月8日）

トランプ大統領は以下の方針を指示（※大統領令の原題は“Protecting American Energy from State Overreach”）

- 司法長官は、国産エネルギーの開発・生産・使用を阻害しうる州政府の政策（※訴訟を含む）のうち、憲法違反であるもの、連邦政府による先占があるもの、その他の理由で執行できないものを特定する
- 司法長官は、違法と判断した州政策の執行および民事訴訟（civil actions）の継続を阻止すべく、あらゆる適切な取り組みを速やかに行う
- 司法長官は60日以内に、取り組みに関する報告書を大統領に提出する。さらに、司法長官が違法と判断した州政策の執行を阻止するのに必要な、大統領または立法による追加的な取り組みも提言する

※大統領令のなかでは、気候変動被害を理由として化石燃料企業に支払い義務を課す政策（ニューヨーク州、バーモント州）、排出量取引制度（カリフォルニア州）、州によるエネルギー企業に対する不法行為を理由とする訴訟などが問題視されている

司法省等による提訴

司法省と環境保護庁は、気候変動被害を理由として化石燃料企業に支払い義務を課す政策は違法であるとして、ニューヨーク州とバーモント州を提訴 

【参考】州政府の取り組み

再エネ比率基準とクリーンエネルギー比率目標

2024年7月時点で、29州及びコロンビア特別区（D.C.）が電力の再エネ比率基準（RPS）を導入。さらに、16州が2050年までに電力の全量をクリーンエネルギー（※再エネ以外を含む）とする目標を設定（Barbose 2024）

ゼロ排出車基準

カリフォルニア州は、大気浄化法の下でEPAが認める場合、独自の自動車排ガス規制を実施可能。この権限を用いて、2035年までに全新車をゼロ排出車（電気自動車、プラグインハイブリッド車）とする新基準を連邦政府に申請し、バイデン政権のEPAは2024年12月に認可

他州には独自基準の設定は認められていないが、カリフォルニア基準の採用は許されており、2024年11月時点で11州とD.C.がカリフォルニアの新基準を採用予定

→トランプ政権・共和党は議会審査法により、認可を無効化（※P.23参照）。カリフォルニア州は無効化の撤回を求めて提訴する意向

排出量取引

RGGI（北東部11州、発電部門のみ）、カリフォルニア州（経済全体）、ワシントン州（経済全体）で実施中

※他にもビッグテック企業の脱炭素電気の調達（原子力を含む）、金融界の取り組み（ただし反ESG運動で減速傾向）など非国家アクターの取り組みが存在

2. 対外政策の見直し

トランプ大統領と共和党の公約

エネルギードミナンス

「我が国にはエネルギーで莫大な富を築くチャンスがある。中国にはそれがない。（中略）我々はエネルギードミナントとなり、自国だけでなく世界の他の国々にも供給することになる」（トランプ氏の指名受諾演説（2024年7月19日））

パリ協定からの脱退

「我々は再びパリ協定から脱退する」（トランプ氏の動画での演説（2023年2月29日））
※バイデン政権はパリ協定下のNDCとして、2021年4月に2030年に2005年比で50～52%減、2024年12月に2035年に2005年比で61～66%減との目標を掲げたが、これらはパリ協定脱退とともに消滅することになる

LNG輸出の新規認可の解禁

「昨日、バイデンは米国の天然ガスの他国への輸出を禁止した。（中略）なぜ止めたのか？ たぶん環境保護主義者たちの影響だろう。しかし、これは環境に良いことであり、悪いことではない。我が国にとっても良いことだ。私は大統領に復帰した初日に輸出ターミナルの承認を行う」（ラスベガスにおける集会でのトランプ氏の演説（2024年1月27日））

「エネルギードミナンス」

「トランプ1.0」における狙い

2017年6月29日の演説で「エネルギー独立だけではなく、エネルギードミナンスを目指す」と宣言。エネルギー輸出は米国の雇用を生み出すと同時に、友好国・同盟国に真のエネルギー安全保障を与えるものと発言（Trump 2017b, 上野2017）

当時のペリーエネルギー長官は「エネルギードミナントである米国とは、自立した国家、つまりエネルギーを経済的武器として利用しようとする他国の地政学的混乱から自由で安全な国家のこと。エネルギードミナントである米国は世界中の市場に輸出し、世界的なリーダーシップと影響力を増大させる」と説明

「トランプ2.0」における狙い

トランプ大統領は当選後・就任前の声明の中で、以下を表明

- 「エネルギードミナンスは、インフレを抑制し、中国とのAI競争に勝利し、世界中の戦争を終わらせるための米国の外交力を高めるもの」
- 「極左によるアメリカのエネルギーへの戦争は、敵対国からのエネルギー購入を同盟国に強いることでこれらの国々を傷つけ、敵対国の利益は戦争とテロの資金源となった。エネルギードミナンスによって、我々は友好国（欧州諸国を含む）にエネルギーを販売できるようになり、世界はより安全な場所となる」

パリ協定脱退と資金コミットメントの停止 (就任日の大統領令で示された方針)

就任日の大統領令による脱退表明

トランプ大統領は「国際環境合意における米国第一 (Putting America First in International Environmental Agreements)」と題する大統領令で以下を指示 

- (a) パリ協定からの脱退を、国連大使は国連事務総長に速やかに通告しなければならない。脱退は通告と同時に効力を持つものとみなす
- (b) 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下でのあらゆる合意 (any agreement, pact, accord, or similar commitment) からの脱退を、国連大使は国連事務総長または関連する主体に速やかに通告しなければならない
- (c) 国連大使は、UNFCCCの下でのあらゆる 資金コミットメントを速やかに停止または撤回しなければならない
- (d) 国連大使は上記(a)～(c)の完了後すぐに、国際合意が米国に不当な負担をもたらさないようにするために必要な更なる取り組みを報告しなければならない

パリ協定脱退の意思は明確である一方、まだ不明点が多い

- 上記(a)の通告は、1月27日付で条約の寄託者 (国連) のウェブサイトに掲載。協定の規定上、効力を持つのは通告から1年後
- (b)の通告は執筆時点において掲載されていない。「合意」の指す範囲も不明
- (d)で報告される更なる取り組みも不明

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの脱退リスク

就任日の脱退はなかったが、リスクは完全には消えていない

共和党のジョージ・H・W・ブッシュ大統領が1992年に上院の超党派の承認を得て批准したことから、これまで共和党政権でも脱退せず。ところが、今回は民主党政権によるパリ協定復帰阻止の手段として脱退するリスクあり

UNFCCC脱退を表明するならば、パリ協定脱退と時間差をつける意義が薄いので、就任日の可能性が高かったが、初日の脱退表明はなかった

しかし、就任日の大統領令には、「UNFCCCの下でのあらゆる合意 (agreement, pact, accord, or similar commitment) からの脱退」という、これまでのUNFCCCの下での取り組みの否定に近い表現があるうえ、初日の大統領令で終わりではなく、「国際合意が米国に不当な負担をもたらさないようにするために必要な更なる取り組み」を検討するとされた

（※P.44参照）。さらに、2月4日の「国連機関からの脱退、国連機関への拠出停止、全ての国際機関への米国の支援の見直し（Withdrawing the United States from and Ending Funding to Certain United Nations Organizations and Reviewing United States Support to All International Organizations）」に関する大統領令では「180日以内に、国務長官は米国の利益に反する条約を特定し、脱退すべきか否かについて勧告を行う」とされた

以上を踏まえると、UNFCCC脱退リスクが完全に消えたとはまだ言い難い

【参考】UNFCCC脱退に関する論点の整理①

共和党内のUNFCCC脱退論

前回政権時も、トランプ大統領がパリ協定脱退を表明した当日（2017年6月1日）の朝に、ホワイトハウスでUNFCCC脱退を議論

→当時は協定残留派が存在し、押しとどめた

しかし、今回は当時の残留派に相当する勢力が見当たらず、押しとどめる力が働くのか不明

UNFCCC脱退の手続き

上院の承認を得て締結した条約の脱退は、合衆国憲法には明確な規定がないものの、大統領権限だけで脱退可能という説が強い（Bradley 2014, Galbraith 2020）

→トランプ大統領が脱退の意思を固めれば、UNFCCCから脱退可能

ただ、上院の承認が脱退にも必要との説も存在し（Koh 2018）、脱退に対し法的に異を唱える人（たとえば民主党の上院議員）が訴訟に持ち込む可能性。しかし、訴訟になっても、脱退手続きが止まるわけではなく、現在の最高裁はかなり保守的であるので、脱退を違憲と判断しない可能性は十分にある

なお、パリ協定はUNFCCCとは異なり、締結時に上院の承認を必要としない形の条約（※米
国法上の行政協定）であるため、脱退時にも上院の承認は不要

【参考】UNFCCC脱退に関する論点の整理②

UNFCCC復帰の手続き

将来の大統領が復帰する際に再度の上院承認が必要なのは不明。ただ、最初に批准した際の上院承認が引き続き有効で、再承認は不要との学説あり（Galbraith 2020）。UNFCCCの場合、1992年の上院承認が引き続き有効と捉え、まずは大統領権限だけで復帰するのだろう

しかし、復帰に異を唱える人（たとえば共和党の上院議員）が訴訟に持ち込む可能性大。訴訟になったからといって、復帰手続きが止まるわけではないが、最高裁がこのまま保守的であれば、復帰を違憲と判断する可能性あり

→そうなったときには、再度の上院承認が必要となる。

承認に必要とされる3分の2の賛成を得るには、民主党の上院議員だけでなく、共和党の上院議員の賛成も必要（※仮に議席数が50対50で民主党の全議員が賛成の場合、共和党の50人のうち17人の賛成が必要に）

上院の承認を得られずに、UNFCCCに復帰できなければ、パリ協定の規定上、協定にも復帰できない

LNG輸出の新規認可の再開

バイデン政権による新規認可の一時停止と評価

バイデン政権は2024年1月に米国と自由貿易協定を締結していない国（日本を含む）への輸出の新規認可を一時停止し、その間に、更なる輸出認可への判断材料とすべく、LNGが国内供給・エネルギー安全保障・温室効果ガス排出に及ぼす影響を評価。エネルギー省は2024年12月17日にその評価結果を公表し、さらなる認可で、米国のガス価格は上昇し、世界の温室効果ガス排出量も増加するとの結果。ただし、この評価に基づく認可禁止などは行わず

トランプ政権による新規認可の再開とアラスカLNGの推進

トランプ大統領は就任日の「米国のエネルギーの解放」に関する大統領令で、エネルギー長官に対して、LNG輸出の新規認可申請の審査を可能な限り速やかに再開するように指示。その際、申請のなかで主張される「公益」のうち、米国への経済・雇用影響と同盟国・パートナー国の安全保障への影響のみを評価と規定（遠まわしに、環境影響は考慮しないと言っているように見える）

その後、エネルギー省は認可を再開

同日に、アラスカの桁外れの資源ポテンシャルの解放（Unleashing Alaska's Extraordinary Resource Potential）に関する大統領令にも署名し、アラスカのLNGのポテンシャル開発（米国の他の地域および太平洋地域の同盟国への輸送・販売を含む）に言及~~🔒~~

G7での対応

脱炭素関係の合意は困難

バイデン政権期のG7では、対策なし石炭火力のフェーズアウトや電力脱炭素の実現時期が毎年争点化したが、トランプ政権はこれらに合意する意思なし

米国以外の国々で合意をまとめるかどうか争点。第1次トランプ政権期には、気候変動対策に関して、米国とそれ以外でパラグラフを分けた

※2025年のG7サミットでは、そもそも共同声明を取りまとめず

【参考】2018年のG7首脳コミュニケより

24. Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the European Union reaffirm their strong commitment to implement the Paris Agreement, through ambitious climate action; …

25. Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the European Union will promote the fight against climate change through collaborative partnerships and work with all relevant partners, …

26. The United States believes sustainable economic growth and development depends on universal access to affordable and reliable energy resources. It commits to ongoing action to strengthen the world's collective energy security, including through policies that facilitates open, diverse, transparent, liquid and secure global markets for all energy sources. …

関税政策とエネルギー

二国間のディールによる米国産エネルギーの輸出拡大

EUは2028年までに7,500億ドル相当の米国産LNG、石油、原子力エネルギー製品を調達予定と表明 

日本は米国産のエネルギー（LNGを含む）を、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク契約を追求しつつ、安定的かつ長期的に追加購入し、年間総額70億ドルとすると表明 

対口制裁の一環としての二次関税

米国は インドに対し、ロシア産原油の輸入を理由に25%の国別関税（※相互関税（25%）とは別）

ベッセント財務長官はG7財務省・中央銀行総裁会合において、中国とインドを念頭に、ロシアから原油などを購入している国々への関税を引き上げるように要請

さらにトランプ大統領は2025年9月13日に「NATO全加盟国がロシアからの原油輸入を停止すれば、（ロシアに対して）大規模な制裁を行う用意がある」と発信

米・EUの貿易枠組みに関する共同声明（2025年8月21日）

共同声明におけるエネルギー・気候変動関連の記述

「米国と欧州連合（EU）は、二国間のエネルギー貿易を制約しかねない非関税障壁への対処を含め、安全で信頼性が高く、かつ多様なエネルギー供給の確保に向けて協力することを約束。この取り組みの一環として、EUは2028年までに7,500億ドル相当の米国産LNG、石油、原子力エネルギー製品を調達予定」

「欧州委員会は、炭素国境調整メカニズム（CBAM）に基づく米国中小企業の取扱いに関する米国の懸念に留意し、（中略）CBAMの実施においてさらなる柔軟性を提供するための取り組みを行うことを約束」

日米共同声明および了解覚書（2025年9月4日）

日米合意（7月22日）に関する共同声明におけるエネルギー関係の記載

日本は「バイオエタノール（持続可能な航空燃料を含む）」など米国の農業製品を追加購入」

日本は「米国産のエネルギー（LNGを含む）を、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク契約」を追求しつつ、安定的かつ長期的に追加購入し、年間総額70億ドルとする」

日本は「米国車に対してクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を提供」

戦略的投資に関する了解覚書におけるエネルギー関係の記載

「経済・国家安全保障上の利益を促進するため、日本が、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）及び人工知能/量子コンピューティングを含むがこれらに限定されない様々な分野において、5,500 億米ドルを米国に投資すること（資本コミットメント）が両国の最善の利益であると認識」 

参考文献

- 上野貴弘（2017）「[トランプ政権のエネ環境戦略ーパリ協定は再加入交渉 輸出拡大は支配力促進ー](#)」電気新聞（2017年7月21日）。
- 上野貴弘（2022）「[米国「インフレ抑制法」における気候変動関連投資](#)」電力中央研究所社会経済研究所ディスカッションペーパーSERC22009。
- 上野貴弘（2024）『[グリーン戦争ー気候変動の国際政治](#)』中公新書。
- 坂本将吾（2025）「[米国がCCUS減税を拡充 火力への導入義務は撤廃へー「義務」から「投資機会」への転換](#)」旬刊 EP REPORT EWN（第2152号）。
- 堀尾健太（2025）「[米政府、次世代炉の導入支援 基地や国立研究所など活用ー原子力安全規制の見直しも視野](#)」旬刊 EP REPORT EWN（第2146号）。
- Barbose, Galen. 2024. U.S. State Renewables Portfolio & Clean Electricity Standards: 2024 Status Update. Lawrence Berkeley National Laboratory.
- Bradley, Curtis A. 2014. "Treaty Termination and Historical Gloss." Texas Law Review 92(4): 773–835.
- Galbraith, Jean. 2020. "Rejoining Treaties." Virginia Law Review 106(1): 73–125.
- Koh, Harold Hongju. 2018. "Presidential Power to Terminate International Agreements." Yale Law Journal Forum 128: 432–481.
- Trump, Donald J. 2017a. "[Statement by President Trump on the Paris Climate Accord.](#)" (June 1, 2017).
- Trump, Donald J. 2017b. "[Remarks by President Trump at Unleashing American Energy Event.](#)" (June 29, 2017).
- Wright, Chris. 2024. "How Trump Can Win on Energy: Zero Energy Poverty." RealClearPolitics (August 28, 2024).